

国民健康保険に加入している皆さんへ

1 国民健康保険「資格情報のお知らせ」・「資格確認証」を7月下旬に郵送します



黄緑色の封筒で送ります

マイナンバー法の改正により、被保険者証は令和6年12月2日に廃止となり、新規発行が終了しました。マイナ保険証（健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカード）をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」（A4サイズ）が、マイナ保険証をお持ちでない人と、資格確認書の交付申請をして登録をした人には「資格確認書」（名刺サイズ）が送られます。

69歳以下の方の資格情報のお知らせには有効期限がありませんので、大切に保管してください。

それぞれの有効期限は下表のとおりです。

対象者	資格情報のお知らせ	資格確認書
69歳以下の人	有効期限はありません	令和8年7月31日
令和8年7月31日までに70歳を迎える人	誕生日の前日の属する月の月末	誕生日の前日の属する月の月末
70歳から74歳の人	令和8年7月31日	令和8年7月31日
令和8年7月31日までに75歳を迎える人	誕生日の前日	誕生日の前日
学生用の被保険者証または資格確認書が発行されている人のうち、令和7年度中に卒業見込みの人	令和8年3月31日	令和8年3月31日
外国人被保険者	在留期限満了日の翌日	令和8年7月31日または在留期限満了日の翌日

会社などに勤め始め、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人または家族が国民健康保険の脱退手続きをしてください。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前登録が必要です。詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へお問い合わせください。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎44-8265）

2 国民健康保険税納税通知書を7月中に郵送します



緑色の封筒で送ります

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の運営を支える貴重な財源です。

国保税納税通知書は、世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主へ送付します。納付書が同封されていた場合は、納期限までに納付をお願いします。また、国保税の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアとインターネットでも納付できます。

問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎44-8266）

●国保税の税率と限度額

将来にわたり加入者の皆さんが安心して利用できる制度を維持するため、令和7年度から国保税を下表のとおり改定しました。

		医療分	支援分	介護分
所得割	新	6.8%	2.6%	2.2%
	旧	5.8%	2.2%	1.9%
均等割	新	25,800円	10,300円	10,900円
	旧	21,000円	7,600円	9,000円
平等割	新	19,600円	7,600円	5,600円
	旧	15,000円	6,600円	4,900円
限度額	新	660,000円	260,000円	変更なし
	旧	650,000円	240,000円	170,000円